

# 名古屋市上下水道局工事請負契約約款第 24 条第 5 項（単品スライド条項）による増額変更に係る実施要綱

## （目的）

第 1 条 この要綱は、主要な工事材料の価格の著しい変動に対応するため、名古屋市上下水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 24 条第 5 項（以下「単品スライド条項」という。）の規定により請負代金額を増額変更する際の取扱いを定めるものである。

## （適用対象工事等）

第 2 条 単品スライド条項の適用対象工事は、同条項に基づく受注者からの請負代金額の変更の請求（別紙様式による。）の際に、残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある工事のうち、工事材料に第 3 条に規定する対象材料を含むものとする。

2 前項に規定する請求があったときは、約款第 24 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを前項の請求があった日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。

## （対象材料）

第 3 条 約款第 24 条第 5 項に規定する「主要な工事材料」（以下「対象材料」という。）は、鋼材類、燃料油又はその他工事材料であって、品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}$$

$$\text{変動額}_{\text{材料}} = M_{\text{変更材料}} - M_{\text{当初材料}}$$

$$M_{\text{当初鋼}}、M_{\text{当初油}}、M_{\text{当初材料}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \\ \times k \times 110/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}、M_{\text{変更油}}、M_{\text{変更材料}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \\ \times k \times 110/100$$

$M_{\text{変更鋼}}、M_{\text{変更油}}、M_{\text{変更材料}}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M_{\text{当初鋼}}、M_{\text{当初油}}、M_{\text{当初材料}}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$p$ ：設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料に該当する各材料の単価

p' : 第5条の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料に該当する各材料の単価

D : 第6条の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- 2 前項に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の約款第36条第3項に規定する通知の書面において、第8条の規定により、名古屋市上下水道局（以下「局」という。）又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

（スライド額の算定）

第4条 単品スライド額は、次により算定する。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更材料}} - M_{\text{当初材料}}) - P \\ \times 1/100$$

S : 単品スライド額（増額）

P : 前条に規定する請負代金額

- 2 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が前項の $M_{\text{変更鋼}}$ 、 $M_{\text{変更油}}$ 又は $M_{\text{変更材料}}$ を下回る場合にあつては、同項の規定にかかわらず、同項の $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更材料}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、同項の算式により単品スライド額を算定する。
- 3 実際の購入金額が第1項の $M_{\text{変更鋼}}$ 、 $M_{\text{変更油}}$ 又は $M_{\text{変更材料}}$ を上回る場合にあつては、受注者が対象材料について、第7条第1項に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、第1項の規定にかかわらず、第1項の $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更材料}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、第1項の算式により単品スライド額を算定する。
- 4 前2項の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。
- (1) 第7条の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が第6条に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入し

た際の代金額。

(2) 第7条の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が第6条に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

(3) 燃料油に該当する各対象材料について、第7条第4項の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を第6条の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、次条第1項第2号イの平均価格を乗じて得た金額。

5 単品スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

(スライド単価)

第5条 単品スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 ( $p'$ ) は、次に定めるとおりとする。

(1) 鋼材類及びその他工事材料

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

(2) 燃料油

ア 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

イ 各対象材料のうち、第7条第4項の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても第6条の対象数量とすることとしたものにあつては、アの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

2 前項第1号及び第2号アに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、約款第12条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

(対象数量の算出方法)

第6条 単品スライド額の算定の対象とする数量 ( $D$ )（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

(1) 設計図書等に記載された数量があるときは、当該数量

- (2) 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、局の設計数量
- (3) 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、局の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。
- (4) その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

2 請負代金の部分払をした工事にあつては、第8条に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、前項に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議）

第7条 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

2 受注者が前項の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について同項に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても第6条の対象数量とすることができる。

（部分払時の取扱い）

第8条 約款第36条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、局又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、局又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものと

する。

(部分引渡し)

第9条 約款第37条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

(契約変更)

第10条 単品スライド条項に基づく契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、第2条第1項中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、同条第2項中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

(全体スライド条項の適用に関する特則)

第11条 約款第24条第1項(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、第3条第1項中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料に該当する各材料の単価(約款第24条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、第4条第1項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から約款第24条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする。)」と、それぞれ読み替えるものとする。

(単品スライド条項の適用に関する特則)

第12条 スライド条項適用にあたり、詳細な運用については、国土交通省における「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」に準じて取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月27日(以下「施行日」という。)から適用する。
- 2 工期の末日が施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る第2条第1項の規定の適用については、「請求(別紙様式による。)の際に、残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある工事」とあるのは、「請求(別紙様式による。)が、当該工事の工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日までの期間にあった工事」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月21日(以下「適用日」という。)から適用する。

- 2 工期の末日が適用日以降で平成21年1月31日以前である工事について、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料に係る単品スライド条項に基づく受注者からの請負代金額の変更の請求は、平成20年12月1日（ただし、工期満了前に限る。）までとする。

附 則

この要綱は、平成21年3月13日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条第5項（単品スライド条項）による増額変更に係る実施要綱の規定は、10月1日以後に締結する契約（平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが令和元年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

(様式)

年 月 日

名古屋市上下水道局長 様

受注者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

資材価格の急激な変動に基づく請負代金額の変更について(請求)

標記について、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第24条第5項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

1. 工事件名
2. 請負代金額
3. 工期
4. 請求する主要品目名・材料名
5. 変更請求概算額